

0～2歳児の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染・拡大防止のための登園自粛に係る 保育料（0～2歳児）の取扱いについて

国の通知に基づき、以下に該当するお子さんの保育料（3月分及び4月1日から5月6日まで）を減額することといたします。手続き等の詳細については、あらためてご案内させていただきます。

なお、今回の保育料の取扱いは、川口市内在住の保護者の方のみ対象となります。川口市外在住の保護者の方につきましては、居住する市区町村にお問い合わせください。

■減額の対象となるお子さん

3月及び4月1日から5月6日までにおいて、1日以上登園を控えたお子さん

■減額方法

登園を控えた日数に応じて、日割り計算し減額いたします。

【計算式】

○ 3月分

現在の保育料 × 3月の欠席日数/25

○ 4月分

現在の保育料 × 4月の欠席日数/25

○ 5月分

現在の保育料 × 5月（6日まで）の欠席日数/25

※10円未満は切り捨てとなります。

【保護者の皆様へのお願い】

今回の保育料の減額は、実際に登園を控えた日数に応じて減額することになります。このことから、3月分及び4月1日から5月6日までの保育料につきましては、一旦、満額（現在の保育料）でお支払いいただき、後日還付（返金）させていただきますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

この件に関する問い合わせ

川口市保育入所課 入所係 電話：048-258-4097（直通）

開庁日：月曜～金曜（祝日を除く） 開庁時間：8時30分～17時15分